

報告第9号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成21年12月4日提出

天理市長 南 佳 策

専決第12号

専 決 処 分 書

平成21年7月31日から8月6日までの間に行った除草剤散布作業により、天理市合場町から東井戸堂町の市道20号線沿線で発生した水稻被害に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第3号の規定により、専決処分する。

平成21年10月30日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 31,721円

専決第14号

専 決 処 分 書

平成21年8月18日午前11時15分頃天理市小田中町223番地の社会福祉法人
共生福社会大樹駐車場で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記
損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例
(昭和47年3月天理市条例第25号)第3号の規定により、専決処分する。

平成21年11月10日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 186,533円

専決第15号

専 決 処 分 書

平成21年10月10日午後7時15分頃天理市立総合体育館で発生した負傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第3号の規定により、専決処分する。

平成21年11月16日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 2,270円

専決第16号

専 決 処 分 書

平成21年6月22日午後10時頃から23日未明の間に、天理市西長柄町492番地2先の市道559号線上で発生した街路樹の倒木による車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第3号の規定により、専決処分する。

平成21年11月18日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 105,000円